



## あなたの施設の「いのちのあかり」は大丈夫でしょうか？

誘導灯や非常用照明器具などの防災照明は、地震や火災などで停電が発生した際に安全に避難するために必要不可欠な「いのちのあかり」です。

防災照明には、内蔵された蓄電池やランプの寿命などメンテナンスの必要時期を誰でも目視で確認できるSOSサインがあります。

**SOSサインをそのまま放置している施設では、誘導灯や非常用照明器具が不点灯になり、いざというときに真っ暗な室内や廊下で避難口も分からず、逃げ遅れて大事故につながる可能性があります。**

**維持管理は法律で定められた施設オーナー様の義務です。定期点検報告を怠ると、罰金が発生する場合があります。**



今一度、皆様の建物に設置された誘導灯、非常灯がSOSサインを発していないかご確認ください。

## 防災照明のSOSサイン それはメンテナンスの合図です

モニタの点灯状態で、蓄電池やランプの正常、異常を判断できます。

### 誘導灯のSOSサイン

誘導灯の下にある赤いランプや緑のランプが点滅していたら、それはランプや蓄電池の寿命のサインです。

誘導灯とは火災や停電時に避難する際の目印となる防災照明です。

※器具の種類によってモニタの見方は異なります。

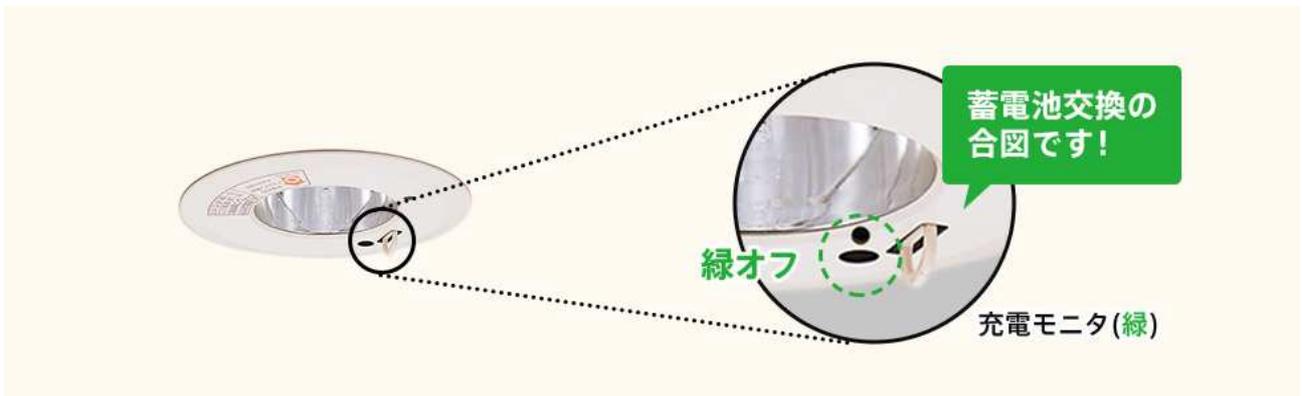


	ランプモニタ (赤)	充電モニタ (緑)
正常時	消灯	緑点灯
異常時	赤点灯 (ランプ外れ・割れ)	消灯 (蓄電池異常 (外れ・故障)、 または非常点灯ブロック故障)
	赤点滅 (ランプ交換時期)	緑点滅 (蓄電池交換時期)

### 非常用照明器具のSOSサイン

非常用照明器具の下にある緑のランプが消灯していたら、それは蓄電池やランプの異常・寿命のサインです。非常用照明器具とは、火災や停電時に避難する際、室内や通路を照らす防災照明です。

※器具の種類によってモニタの見方は異なります。



	充電モニタ (緑)
正常時	緑点灯
異常時	消灯 (ランプ切れ、ランプ装着不良、蓄電池コネクタが外れている、非常点灯状態になっている、蓄電池の劣化)

## 誘導灯・非常用照明器具の維持管理はオーナー様の義務です

誘導灯・非常用照明器具の維持管理はオーナー様の義務です。

誘導灯は消防法令、非常用照明器具は建築基準法令により、非常時の定格点灯の時間、非常点灯するかを点検し、適正な状態を維持管理することが義務づけられています。

### 誘導灯・非常用照明器具の点検

法令により、非常時の点灯時間の点検・検査報告をすることが定められています。

誘導灯



※消防法施行規則 第28条の3

非常用照明器具



※建築基準法施行規則 第6条第2項及び  
第6条の2第1項に基づく 平成20年国土交通省告示第285号

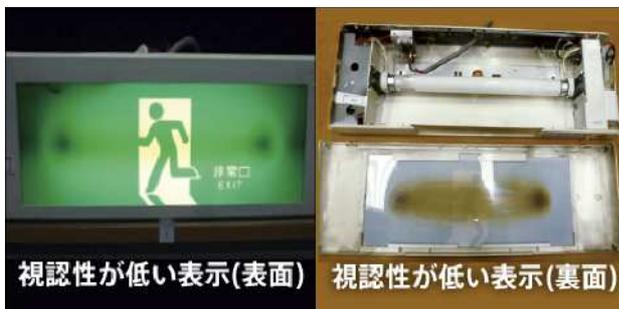
### 定期点検報告義務違反には罰則があります

誘導灯	非常用照明器具
30万円以下の罰金または拘留となる場合があります。 (消防法施行規則 第44条)	100万円以下の罰金となる場合があります。 (建築基準法施行規則 第101条)

### 危険

このような状態はすぐに交換してください。

必要な明るさを満足しない表示板



視認性が低い表示(表面)

視認性が低い表示(裏面)

規定時間点灯しない非常用照明器具



電解液が溢れ出して  
白い粉が析出しています。

劣化した蓄電池の内部